

令和2年3月

六戸町農業委員会総会議事録

期 日 令和2年3月10日

場 所 六戸町役場2階小会議室

六戸町農業委員会総会

- 1 場 所 六戸町役場 2階小会議室
- 2 開会日時 令和2年3月10日(火) 午後3時00分
- 3 閉会日時 令和2年3月10日(火) 午後3時50分
- 4 出席委員(15名)

1番 田 中 誠 委員	2番 齋 藤 正 委員
3番 新 山 秀 男 委員	4番 松 嶋 清 治 委員
5番 金 沢 幸 弘 委員	6番 木 村 喜 和 委員
7番 古 里 厚 子 委員	8番 小野寺 邦 男 委員
9番 久 田 伸 一 委員	10番 四 木 俊 一 委員
11番 砂 渡 精 一 委員	12番 附 田 京 子 委員
13番 沖 澤 勝 委員	14番 渡 辺 耕 一 委員
15番 金 沢 盛 一 委員	
- 5 欠席委員(0名)
- 6 会議に付した案件
町議案
報告第39号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
報告第40号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
報告第41号 農地の転用事実に関する照会について
議案第30号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
議案第31号 六戸町農用地利用集積計画(案)について
議案第32号 特定農地貸付け承認について
議案第33号 農地利用状況調査に伴う非農地の承認について
- 7 会議録署名委員
5番 金 沢 幸 弘 委員 6番 木 村 喜 和 委員
- 8 会議事件の説明及び職務のため出席した職員
事務局長 高 橋 宏 典 事務局次長 鈴 木 博 文
事務局主査 川 村 徹 朗
- 9 書 記
事務局主査 川 村 徹 朗

【 開会 午後3時00分 】

事務局 定刻となりましたので、これより令和2年2月27日告示招集いたしました令和2年3月六戸町農業委員会総会を開催いたします。

起立願います。

よろしく願います。

着席願います。

それでは、六戸町農業委員会会議規則第6条により定足数に達しておりますので、総会が成立することを報告します。

会長より挨拶をお願いします。

会長 挨拶（省略）

事務局 業務報告及び業務計画について、高橋局長より説明いたします。

事務局長 資料に基づき業務報告（省略）

事務局 六戸町農業委員会会議規則第8条により会長が総会の議長となり議事を整理することとなっておりますので、よろしく願います。

議長 出席委員は定数に達していますので、総会は成立いたしました。
只今より、令和2年2月27日告示招集されました令和2年3月六戸町農業委員会総会を開会いたします。

議長 これより本日の会議を開きます。
次に、議事録署名委員の指名を行います。
お諮りします。
議事録署名委員は議長において指名することにご異議ありませんか。

～なしの声あり～

議長 ご異議なしと認め、議長より指名いたします。
5番 金沢 幸弘 委員、6番 木村 喜和 委員を指名します。
参与には高橋事務局長以下各職員、書記には川村主査を任命します。

次に、会期の決定を行います。お諮りします。総会の会期は本日1日限りとしたいと思

います。これにご異議ありませんか。

～なしの声あり～

議 長 ご異議なしと認め総会の会期は本日 1 日限りと決定いたしました。
六戸町農業委員会会議規則第 11 条（法律第 24 条）の確認については、議案第 30 号
で、4 番 松嶋 清治 委員が該当しますので、議案審議前に退席することになります
。

それでは、町案件の審議に入ります。
報告第 39 号について事務局から報告をいたします。
事務局の説明を求めます。

事務局長 報告第 39 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について」ご説明いた
たします。
農地法施行規則第 21 条の規定により、別紙のとおり相続等による権利取得の届出書を
受理したので報告するものであります。
（説明省略）

議 長 報告についてご意見ございませんか。

～なしの声あり～

議 長 意見がないようですから、報告第 39 号を報告済みといたします。

次に報告第 40 号について事務局から報告をいたします。
事務局の説明を求めます。

事務局長 報告第 40 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について」ご説明いた
たします。
農地法施行令第 22 条第 1 項の規定により別紙のとおり合意による解約等に係る通知
書を受理したので報告するものであります。
（説明省略）

議 長 報告についてご意見ございませんか。

～なしの声あり～

議 長 意見がないようですから、報告第40号を報告済みといたします。

次に報告第41号について事務局から報告をいたします。
事務局の説明を求めます。

事務局長 報告第41号「農地の転用事実に関する照会について」ご説明いたします。
青森地方法務局十和田支局から別紙土地の転用事実に関する照会があったので、現地調査の結果に基づき別紙のとおり回答したので報告するものであります。
(説明省略)

議 長 報告について、ご意見ございませんか。

～なしの声あり～

議 長 意見がないようですから、報告第41号を報告済みといたします。

議案審議前に、委員の皆さまが現地確認をしておりますので、その結果について代表の委員より報告をお願いします。

(代表委員説明)

代表委員による報告が終わりましたので議案審議に入ります。

議案第30号を上程する前に、4番 松嶋 清治 委員が会議規則第11条に抵触しますので退席します。

(松嶋委員退席)

議 長 それでは、議案第30号を上程いたします。
事務局から提案理由の説明をいたします。
事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第30号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」ご説明いたします。

農地法施行令第1条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、審議を求めるものであります。

(説明省略)

議 長 事務局の説明が終わりましたので、質疑を受けます。
質疑ありませんか。

12番 106番の案件について、農地を売買契約することに至った経緯を説明
附田委員 お願いします。

川村主査 はい。東京に本社を置く会社が、子会社を設立し農地所有適格法人の要件を
満たした上で、北海道の余市町で昨年より農業事業を行っております。
そして、今回、青森県にも農業事業を展開したいとのことで、農地の売買を
行う申請です。なお、三沢市に支店があるので、事業主体は三沢支店という
ことになります。
なお、3条許可申請書・営農計画書・誓約書等の申請書類に不備などはありません。

12番 この申請地に太陽光パネルを設置するなど、農地外で利用することはないとい
附田委員 うことでしょうか。

川村主査 農地として、耕作目的で利用するとのことですか。

9番 計画では、何を作付けすることになっていますか。
久田委員

川村主査 ハウスを4棟設置し、通年でピーマン、ミニトマト、キュウリ、なすを栽培
します。ハウス栽培で利用する以外の土地では、にんにく、ごぼう、カボチャ
ジャガイモ、人参を作付けするそうです。

12番 誓約書の内容はどのようなものでしょうか。
附田委員

川村主査 取得した農地を、転売・転用・転貸することなく農地として利用する旨の
誓約書です。

8番 毎年、耕作しているかどうかの確認は行いますか。あと、実際に農業事業での
小野寺委員 売上げがあったかどうかの確認は取るのでしょうか。

川村主査 毎年、実施しています農地パトロールにて、申請地も例外なく調査の対象として、現地
調査を行うことになります。
また、本案件は、農地所有適格法人の農地の権利取得となりますので、農地所有適格法
人は、決算後、3ヶ月以内に前年度の売上について報告書を提出することとなっております。

議 長 他にありませんか。

～なしの声あり～

議 長 質疑がないようですから、質疑を終結してよろしいですか。
これより議案第30号を採決いたします。
お諮りいたします。
本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

～なしの声あり～

議 長 ご異議なしと認めます。
よって議案第30号は承認することに決定いたしました。

議案第30号の審議が終了しましたので、4番 松嶋 清治 委員の入室を求めます。
(松嶋委員入室)

議 長 次に、議案第31号を上程いたします。
事務局から提案理由の説明をいたします。
事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第31号「六戸町農用地利用集積計画（案）について」ご説明いたします。
農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、六戸町農用地利用集積計画
（案）を別紙のとおり作成したもので、六戸町長に対して農用地利用集積計画を定めるよ
う要請することの承認を求めるものであります。
(説明省略)

議 長 事務局の説明が終わりましたので質疑を受けます。
質疑ありませんか。

～なしの声あり～

議 長 質疑がないようですから、質疑を終結してよろしいですか。
これより議案第31号を採決いたします。
お諮りいたします。
本案は原案のとおり要請することにご異議ありませんか。

～なしの声あり～

議 長 ご異議なしと認めます。
よって、議案第31号は要請することに決定いたしました。

次に、議案第32号を上程いたします。
事務局から提案理由の説明をいたします。
事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第32号「特定農地貸付け承認について」
六戸町長から、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第1項（特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律施行令第4条第1項）の規定に基づき、特定農地貸付けについて申請があったので、これを行うことの承認を求めるものがあります。
(説明省略)

議 長 事務局から説明が終わりましたので、質疑を受けます。
質疑ありませんか。

～なしの声あり～

議 長 質疑がないようですから、質疑を終結してよろしいですか。
これより議案第32号を採決いたします。
お諮りいたします。
本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

～なしの声あり～

議 長 ご異議なしと認めます。
よって、議案第32号は承認することに決定いたしました。

次に、議案第33号を上程いたします。
事務局から提案理由の説明をいたします。
事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第33号「農地利用状況調査に伴う非農地の承認について」ご説明いたします。
農地法第30条第1項の規定に基づく農地利用状況調査において荒廃農地と判断された土地について、非農地の承認を求めるものであります。
(説明省略)

議 長 事務局の説明が終わりましたので質疑を受けます。
質疑ありませんか。

～なしの声あり～

議 長 質疑がないようですから、質疑を終結してよろしいですか。
これより議案第33号を採決いたします。
お諮りいたします。
本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

～なしの声あり～

議 長 ご異議なしと認めます。
よって、議案第33号は承認することに決定いたしました。

議 長 以上をもちまして、六戸町農業委員会3月総会を閉会いたします。
お疲れ様でした。

【 閉会 午後3時50分 】